

環境影響評価指針改正における検討事項

1 計画段階配慮書手続における指針等の追加

| 条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容 | 法（「環境影響評価法に基づく基本的事項」）の内容 | 環境影響評価指針における検討事項（案） |
|--|---|--|
| <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正法に準じた計画段階配慮書手続を条例に導入することが適当。 ○配慮書手続は、条例の対象事業をすべて対象。 ○配慮書手続を行わない法の第二種事業も条例の配慮書手続を課すことが適当。 | / | <p><全般></p> <p>※条例の計画段階配慮書手続は改正法に準じたものとすることから、環境影響評価指針についても、法の基本的事項、主務省令を参考に設定。</p> |
| <p>【検討の実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画段階配慮事項の検討の時期については、改正法と同じく、個別事業の計画・実施段階前における個別事業の位置や、規模、施設の配置、構造等の検討段階とすることが適当。 | <ul style="list-style-type: none"> ○対象とする計画の段階については、個別事業の計画・実施段階前における個別事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。 <p>（中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」）</p> | <p>●計画立案段階における決定事項</p> <p>（計画段階配慮事項の検討は、事業の位置・規模、施設の配置・構造等の決定段階である旨を明示）</p> |
| <p>【調査・予測及び評価の手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査・予測の具体的な手法については、以下の方向性の下、環境影響評価指針で整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・予測の手法は、計画熟度の低いこの段階では、設定された複数案ごとに既存資料を基に実施。 ・ただし、必要な情報が十分得られないなどの場合は、専門家からの知見の収集、現地調査等を実施。 ○評価の具体的な手法については、以下の方向性の下、環境影響評価指針で整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・評価は、原則、複数案を対象に環境影響の比較整理により行うことが適当。 ・事業の実施主体や内容の特性等に応じ、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の様々な要素について複数案が検討できるような柔軟な制度とすることが適当。 ・やむを得ず複数案が設定できない場合は、その理由を明らかにする必要がある。 | <p>第1 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項</p> <p>1 一般的事項</p> <p>【計画段階配慮事項の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画段階配慮事項（環境要素・影響要因の区分）の範囲は、方法書以降の場合と同一。 <p>【複数案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として、事業の位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案を設定。複数案を設定しない場合はその理由を明らかにする。 <p>【調査・予測及び評価の手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査、予測及び評価は、複数案及び選定された計画段階配慮事項（選定事項）ごとに行う。 ○調査は、原則として既存資料により実施。 ○重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査等により情報を収集する。 ○予測は、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行う。 ○評価は、複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を把握し、これらを比較することを基本とする。 | <p><計画段階配慮事項の範囲></p> <p>●計画段階配慮事項の範囲</p> <p><複数案の設定></p> <p>●複数案の設定</p> <p><調査、予測及び評価の手法></p> <p>●調査の手法</p> <p>●予測の手法</p> <p>●評価の手法</p> |

| 条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」） の内容 | 法（「環境影響評価法に基づく基本的事項」）の内容 | 環境影響評価指針における検討事項（案） |
|---|---|--|
| | <p>○単一案のみが設定されている場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避、低減されているものであるか否かについて評価を行う。</p> <p>2 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的方針</p> <p>○生態系の予測については、重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。（予測手法の簡略化）</p> <p>○その他の環境要素については、方法書以降の手続時と基本的な考え方は共通。</p> <p>3 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に当たっての一般的留意事項</p> <p>【複数案の検討】</p> <p>○位置・規模に関する複数案を検討するよう努める。また、建造物等の構造・配置に関する複数案の検討が重要となる場合があることに留意。</p> <p>○現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努める。</p> <p>【計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定】</p> <p>○配慮事項・手法の選定理由を明示。</p> <p>○配慮事項・手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受ける。助言を受けた場合は、助言内容及び専門家の専門分野を明示し、専門家の所属機関等の属性を明示するよう努める。</p> <p>○配慮事項の選定において、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を明示。工事中の影響については、影響の重大性から必要に応じ選定。</p> <p>○手法の選定において、事業による重大な環境影響の程度及び影響が回避、低減される効果の程度を適切に把握できるよう選定。</p> | <p>●計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の手法</p> <p><計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定等></p> <p>●複数案の検討方法</p> <p>●計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価手法の選定方法</p> |
| <p>【意見聴取】</p> <p>○意見聴取方法については、以下の方向性の下、環境影響評価指針で整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法に同じく、配慮書の案又は配慮書の段階において、事業者は、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることが適当。 | <p>第2 計画段階意見聴取指針に関する基本的事項</p> <p>1 一般的事項</p> <p>○関係地方公共団体及び一般からの意見を求めることを基本とし、意見を求めない場合はその理由を明らかにする。</p> <p>○意見を求める場合は、可能な限り、配慮書の案について意見を求めるように努める。</p> <p>2 意見聴取に当たっての留意事項</p> <p>○一般からの意見を求める場合は、その旨を、官報、関係地方公共団体の広報紙、日刊新聞紙及びインターネットへの掲載等適切な</p> | <p><意見聴取の方法></p> <p>●県民等への意見聴取に当たっての具体的な方法</p> |

| 条例（「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」）の内容 | 法（「環境影響評価法に基づく基本的事項」）の内容 | 環境影響評価指針における検討事項（案） |
|----------------------------------|--|---------------------|
| | <p>方法で公表。</p> <p>○一般から意見を求める場合の配慮書の案又は配慮書の一般への公表は、書面による供覧及びインターネットの利用等適切な方法により、適切な期間を確保して実施。</p> <p><参考>改正環境影響評価法第3条の7第1項 第一種事業を実施しようとする者は、（中略）事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地から意見を求めるように努めなければならない。</p> | |

2 現行指針の見直し

| 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」の内容 | 法（「環境影響評価法に基づく基本的事項」）の内容 | 環境影響評価指針における検討事項（案） |
|--|---|--|
| <p>【配慮書手続の結果の反映方法】</p> <p>○ 配慮書手続の結果の反映方法については、以下の方向性の下、環境影響評価指針等において整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の意見とそれに対する事業者の見解、一般からの意見の概要とそれに対する事業者の見解については、方法書において明らかにすることが適当。 ・配慮書手続の過程及びそれ以降の環境の保全のための配慮に関する検討経緯についても、方法書において明らかにすることが適当。 | | <p><配慮書手続の結果の反映方法></p> <p>※主務省令の改正状況に応じて検討。</p> |
| <p>【事後調査】</p> <p>○ 改正法の報告書手続では知事の関与する機会が設定されていないこと等から、条例の事後調査手続に係る制度は、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当。</p> | <p>第5 環境保全措置指針に関する基本的事項</p> <p>2 環境保全措置検討に当たっての留意事項（事後調査関係）</p> <p>○事後調査の項目・手法の設定及び事後調査終了の判断、結果を踏まえた環境保全措置の実施・終了に当たって、必要に応じ専門家の助言を受ける。</p> <p>第6 報告書作成指針に関する基本的事項</p> <p>○対象事業に係る工事が完了した段階で1回作成することが基本。</p> <p>○講じた環境保全措置の効果を確認、その結果を報告書に含めるよう努力。</p> <p>○必要に応じ、工事中又は供用後において事後調査等の結果を公表。</p> | <p>【事後調査の項目等の選定に関する指針】</p> <p>●事後調査の項目・手法の設定、事後調査終了の判断等に当たっての専門家の関与</p> <p>※条例では、環境影響評価における、予測の不確実性を補うなどの観点から、工事中や供用後における事後調査手続（報告書の知事等への送付、公告・縦覧、必要に応じ知事意見）を制度化している。</p> |

| 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」の内容 | 法（「環境影響評価法に基づく基本的事項」）の内容 | 環境影響評価指針における検討事項（案） |
|--|---|---|
| | <p>○報告書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査の項目・手法・結果 ・環境保全措置の内容・効果、不確実性の程度 ・専門家の助言 ・報告書作成後の事後調査、環境保全措置等の計画等 | <p>【報告書の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報告書の記載事項 |
| <p>【条例の対象事業】</p> <p>○ 風力発電所の設置の工事について、条例の対象に追加することが適当。 対象規模：出力 0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満</p> | <p>（環境影響評価法施行令の一部を改正し、風力発電所の設置の工事の事業等を法の対象事業に追加。（H24.10.1 施行）</p> <p>対象規模：第一種事業 出力 1 万 kW 以上 第二種事業 0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満</p> | <p>【環境影響評価の項目等の選定に関する指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風力発電所の設置の工事」に関する事項の追加 [別表 1（参考項目）、別表 2（参考手法）] |
| | <p>【環境影響評価項目等選定指針関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配慮書手続段階で収集・整理した情報の有効活用（地域特性・事業特性の整理の合理化） ○配慮書手続段階の検討結果の活用 ○参考手法へ最新の科学的知見の反映、複数手法を提示。（参考手法の最適化） ○助言を受けた専門家の属性等を明示。（透明性の向上） ○評価範囲に「低周波音」を追加。 <p>【環境保全措置指針関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配慮書手続の複数案からの絞り込み過程においてどのように環境影響が回避、低減されているかについての検討の内容を明らかにするよう整理する。 | <p>【環境影響評価の項目等の選定に関する指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域特性・事業特性の整理の合理化 ●配慮書手続段階の検討結果の活用 ●参考手法の最適化 ●透明性の向上 ●環境要素における「低周波音」の追加 [別表 1（参考項目）] <p>【環境保全措置に関する指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複数案からの絞り込み過程においてどのように環境影響が回避、低減されているかについての検討の内容を明示 |